

府食第725号  
令和7年11月12日

農林水産大臣  
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価について（回答）

令和7年11月5日付け7消安第4622号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、下記のとおり回答します。

#### 記

今回意見を求められた「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件」（昭和51年農林省告示第750号。以下「告示」という。）の改正について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条第4号に新設する新たな飼料添加物の用途に対応する告示の号（以下「新号」という。）に指定する別添の飼料添加物は、その全てについて、有効成分については、既に食品健康影響評価の結果を有している。また、当該飼料添加物の賦形物質等については、食品健康影響評価について（回答）（平成24年4月5日付け府食第342号）において、人の健康に影響を及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであり、食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第11条第1項第2号に該当するものと評価している物質である。

さらに、当該飼料添加物自体も、改正前の告示第3号に指定されているものであり、これまでに人の健康に及ぼす悪影響は確認されておらず、これらを新号に指定することは飼料添加物として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

このため、意見を求められた改正については、法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

飼料添加物名	対象飼料
サリノマイシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
センデュラマイシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
ナラシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
モネンシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛用（ほ乳期用）</li> </ul>
ラサロシドナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
アンプロリウム・エトパベート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>
クエン酸モランテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚用（ほ乳期用、子豚期用）</li> </ul>
ナイカルバジン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロイラー用（前期用）</li> </ul>
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用）</li> <li>・ブロイラー用（前期用、後期用）</li> </ul>